

令和2年度障害者総合支援法等関係事業所説明会
(集団指導)

障害者福祉施設従事者等における 障害者虐待防止について

神戸市福祉局監査指導部

目次

1. 障害者虐待防止法について
2. 通報窓口（神戸市障害者虐待防止センター）
3. 神戸市の虐待状況
4. 虐待防止について

1. 障害者虐待防止法について

障害者虐待に関する主な事件

◆「水戸アカス紙器事件」（平成7年発覚）【使用者による虐待】

茨城・水戸市内の段ボール工場で働いていた人たちが、工場内あるいは社員寮で、同社の社長から殴る蹴るの身体的虐待、強姦や強制わいせつなどの性的虐待を受けていた。

◆カリタスの家事件（平成16年発覚）【施設内虐待】

福岡県にある知的障害者更生施設で、職員により、袋に入れてたたく、とうがらしを目にすり込む、熱湯を口に流し込むなどの様々な虐待が行われた。

◆千葉県立の障害者支援施設での死亡事故（平成25年11月）【施設内虐待】

施設の利用者が職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡する事件があった。これを受け、県が調査を行った結果、15人の職員が23人の利用者に対して虐待を行っていたことが判明した。

◆三田市の檻監禁事件（平成30年）【養護者虐待】

知的障害のある長男を25年以上にわたって檻に監禁してきた父親が逮捕された事件。保護された長男は片目を失明、もう一方の目もほとんど見えない状態だった。

◆神戸市北区の放課後等デイサービス施設での暴行（令和2年）【施設内虐待】

令和2年9月7日、放課後等デイサービス事業所の管理者および従業員が、利用者の頬を叩くなどの暴行容疑で逮捕。暴行罪に問われた施設長は、懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）判決

障害者虐待防止法

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成24年10月1日施行)

第1条 (目的)

障害者に対して、
障害者の尊厳を害する虐待を防止等に関する国等の責務、
虐待を受けた障害者の保護、自立の支援、
さらに養護者に対する支援のための措置を定めることにより、
障害者の権利利益を擁護する

虐待を行った者・施設を罰する目的ではない

障害者とは

第2条第1項 (定義)

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- その他、心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※障害者手帳の取得の有無は問わない

※18歳未満のものも含まれる

障害者虐待とは

第2条第2項

- 養護者による障害者虐待

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業に従事する者、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業に従事する者による虐待

- 使用者による障害者虐待

第3条「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」

障害者虐待の類型

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為
正当な理由なく身体を拘束するなど

性的虐待

性的な行為やその強要
例：裸にさせる、キス、わいせつな言葉をつかうなど

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど、著しい精神的苦痛を与えるなど

放棄・放置 (ネグレクト)

食事や水を十分に与えないことにより障害者を衰弱させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせないことなど

経済的虐待

年金や賃金などを渡さないこと 本人の同意なしに財産を処分するなど

身体拘束について

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待に該当する行為

(例)

- 車いすやベッド等に縛り付ける
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない

- 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- **組織による決定**
個別支援会議等において組織として検討し、決定する
- **個別支援計画への記載**
身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由、身体拘束解消の方針を記載する
- **本人・家族への十分な説明**
本人や家族に十分説明をし、了解を得ることが必要
- **記録の作成**
実際に行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する

【身体拘束廃止未実施減算】 1日5単位
身体拘束にかかる記録をしていない場合については基本報酬の減算となる

通報義務

- ・ 養護者による児童虐待に係る通報等（児童虐待防止法第6条）
養護者による児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければならない
- ・ 養護者による障害者虐待に係る通報等（障害者虐待防止法第7条）
養護者による障害者虐待（18歳未満を除く）を受けたと思われる障害者を発見した者は、・・・市町村に通報しなければならない
- ・ **施設従事者等による障害者虐待(18歳未満を含む)に係る通報等**
(同法第16条)
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、・・・市町村に通報しなければならない
- ・ 使用者による障害者虐待（18歳未満を含む）に係る通報等
(同法第22条)・・・市町村又は都道府県に通報しなければならない

※虐待かどうか疑わしい段階でも通報を！

通報者の保護

- ・ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈してはならない
（障害者虐待防止法第16条/児童虐待防止法第6条）
- ・ 通報者に対する解雇、不利益な扱いの禁止（同法第16条、22条/-）
- ・ 市町村職員の守秘義務（同法第8条/同法第7条）

虚偽、過失によるものは除く

2. 通報窓口（神戸市障害者虐待防止センター）

虐待通報窓口

●障害者・障害児への虐待

- ・ 養護者による障害者〔18歳以上〕への虐待
- ・ 障害者支援施設等の従事者による障害者・障害児への虐待
- ・ 使用者による障害者・障害児への虐待

神戸市障害者虐待防止センター 電話 (078)731-0101 [24時間365日対応]

●養護者による障害児〔18歳未満〕への虐待

神戸市こども家庭センター

電話 (078)382-2525 [平日8時45分から17時30分まで]

児童相談所虐待対応ダイヤル[189 (いち・はやく)]全国共通・無料

神戸市障害者虐待防止センターについて

第32条

市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする

- ・ 通報、届出の受理
- ・ 障害者及び養護者に対する相談、指導、助言
- ・ 障害者虐待防止に関する広報、啓発

・神戸市では

民間事業者に委託（第33条）

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士など専門の資格を持った職員が、**24時間365日**、電話・FAXで障害者虐待に関する上記の業務にあたっている

障害者虐待防止センターに入った情報は

すべて、まず障害者支援課（虐待担当）に情報が入り、情報内容や緊急度を精査した上で

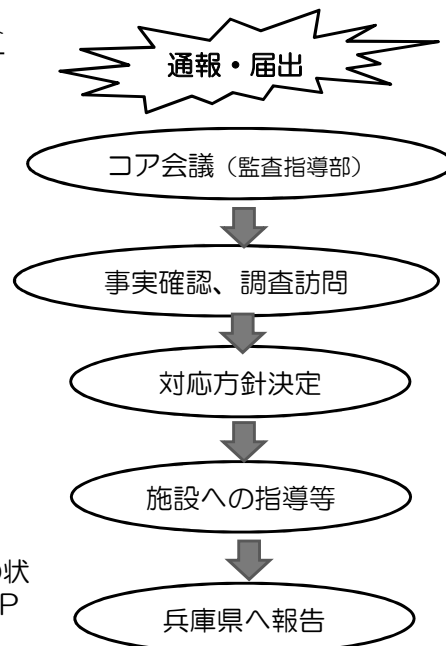
養護者による虐待は ⇒ 各区役所あんしんすこやか係
家庭支援課こども保健係

障害者福祉施設や障害福祉
サービス事業所での虐待 ⇒ 市監査指導部

使用者による虐待 ⇒ 市障害者支援課（事業推進係）
県障害者権利擁護センター

その他の虐待についても、関係部署につなぐ

虐待の疑いがある場合
(施設)



兵庫県は虐待の状
況を年に1度HP
で公表

3. 神戸市における障害者虐待の状況

		養護者	障害者福祉施設従事者	使用者	合計
平成28年度	通報件数	35	35	9	79
	認定件数	1	3	0	4
平成29年度	通報件数	21	19	4	44
	認定件数	2	6	0	8
平成30年度	通報件数	39	31	8	78
	認定件数	17	9	1	27

※障害者虐待でないと明確に判断される場合を除いて都道府県へ通知した件数

4. 虐待防止について

虐待の防止

- 理事長・管理者が障害者虐待に関する正しい理解と認識を持ち、組織として虐待防止のための取組みを進める
- 各利用者の障害特性と日々の状態を十分に把握し、それぞれの特性等を踏まえた適切な支援に努める
- 障害福祉施設等での虐待を発見した時には、従業者に通報義務があることを周知徹底する
- 同性による介護を促進するとともに、居室等、従業員と利用者が1対1になりやすい環境での支援には十分な注意を払う

虐待の防止

- 兵庫県・神戸市や各種団体が実施する障害者虐待防止研修などへ積極的に従業者を参加させる
- 神戸市条例の規定に基づき、すべての従業者を対象に人権擁護・虐待防止研修を年1回以上実施する
- 従業者が支援に関する悩みを相談できる体制を整備する
- 職員同士がコミュニケーションを図りやすい環境を整備する

参考資料 虐待防止の取組みに際し、活用いただきたい資料

(いずれも厚生労働省作成)

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）
厚生労働省 令和2年10月
- <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211204.pdf>
- 【別冊】職場内虐待防止研修用冊子
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>
- わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
- <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>
- 使用者による障害者虐待の防止についての概要（リーフレット）
- https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf